

議案第 号

宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）9月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例（平成7年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日から施行する。

議案第 号

宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例(平成7年条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項に規定する職員の災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)に規定する職員の武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する職員の<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>(以下「災害派遣手当等」という。)の支給に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項に規定する職員の災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)に規定する職員の武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8に規定する職員の<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>(以下「災害派遣手当等」という。)の支給に関して必要な事項を定めるものとする。</p>

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)新旧対照表

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p><u>(職員の身分取扱い)</u></p> <p><u>第四十四条 災害対策基本法第三十二条の規定は、前条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>(職員の身分取扱い)</u></p> <p><u>第二十六条の八 災害対策基本法第三十二条の規定は、前条(第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により特定新型インフルエンザ等対策の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「災害派遣手当」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(削除)</p>